

○安来市老朽危険建築物等除却助成事業補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第53号

(目的)

第1条 市は、適正に管理されず、住環境の悪化及び防災上周囲に対して危険性の高い建築物の除却を支援することで、老朽化による倒壊等の危険性のある老朽危険建築物等の除却の促進及び避難路の確保並びに空き家の敷地の有効活用を促進することにより空き家の発生を抑制し、居住環境及び安全性の向上を図り、安全安心なまちづくりを推進することを目的として、安来市老朽危険建築物等除却助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不良住宅 主として居住の用に供される木造住宅でその構造が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものであって、安来市老朽危険建築物等除却助成事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのないもので、市長が別に定める基準により不良住宅として認めたものをいう。
- (2) 空き家住宅 安来市老朽危険建築物等除却助成事業を実施しようとする際におおむね1年以上使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、除却後の跡地が10年以上地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。
- (3) 空き建築物 安来市老朽危険建築物等除却助成事業を実施しようとする際におおむね1年以上使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物（前号に掲げるものを除く。）であって、除却後の跡地が10年以上地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。
- (4) 老朽危険建築物等 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物をいう。

(5) 標準除却費 住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める不良住宅である木造住宅又は木造建築物の除却工事に対する標準除却費をいう。

(6) 除却 建築物を解体撤去処分する事をいう。

(7) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

(8) 除却後の跡地 安来市老朽危険建築物等除却助成事業により除却した建築物が存在した敷地をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 老朽危険建築物等の所有者

(2) 老朽危険建築物等の所有者の相続人

(3) 老朽危険建築物等の存する土地の所有者（老朽危険建築物等の所有者又は相続人及び共有者から除却について同意を得た者に限る。）

(4) その他市長が前各号に規定する者と同等の権限を有すると認める者

（補助要件）

第4条 補助金交付の対象となる老朽危険建築物等（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に所在する建物で次に掲げる要件を満たすもののうち、第6条第3項の規定により補助対象建築物に該当する旨の通知を受けたものとする。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に規定する命令に係る部分を除く。

(1) 不良住宅の場合は、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は店舗等併用住宅（自己の居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）であり、敷地周辺に及ぼす危険性が著しいと認められるものであること。

(2) 空き家住宅又は空き建築物の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。ただし、これに附属する門若しくは塀、工作物又は建築設備を除くものとする。

- (3) 空き家住宅又は空き建築物の場合は、看板等への掲示により、周辺住民等に対して除却後の跡地の用途及び利用可能期間等の周知をすること。
- (4) 当該建築物の登記事項証明書に所有者以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、補助対象建築物とすることができる。
- 3 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が実施する補助対象建築物の除却工事で、建築工事業、土木工事業及び解体工事業の許可又は島根県知事の解体工事業登録を受けた者が施工するものとする。ただし、第7条の規定による補助金交付申請日の属する年度の3月末日までに第11条の実績報告をする見込みのものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
 - (2) この告示による補助金の交付のほか、併せて他の制度等による補助金の交付を受けて行う工事。ただし、補助対象となる費用が重複しない場合で市長が認める場合は、この限りでない。
 - (3) 補助対象建築物の全部を除却しない工事
 - (4) この告示による補助金の交付を受けて既に除却した又は除却しようとする建築物と同一の敷地内において行う工事
 - (5) 申請者本人が施工する工事
 - (6) 公共事業による移転、建て替え等の補償対象となっている建物を除却する工事
 - (7) その他市長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助限度額は、前条に規定する補助対象工事に要する費用（補助対象建築物以外の塀、樹木、家財、地下埋設物その他これらに類する物の除却に要する費用を除き、標準除却費を限度とする。）の5分の4に相当する額

（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、除却工事を施工する業者が市内に事業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主の場合は100万円、それ以外の場合は90万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（事前調査）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付の申請前に老朽危険建築物等調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 位置図（付近見取図）
- （2） 配置図及び平面図
- （3） 床面積求積図
- （4） 現況写真（2面以上）
- （5） 登記事項証明書（土地及び建物）又は所有者を確認できる書類
- （6） 空き家住宅又は空き建築物の場合は、空き家としておおむね1年以上使用されていないことを確認できる書類（電気又は水道の停止日などが分かるものの等）
- （7） 空き家住宅又は空き建築物の場合は、跡地利用計画書（任意様式）
- （8） 空き家住宅又は空き建築物の場合は、跡地利用計画書に基づく計画的利用について記載する看板の計画書（任意様式）
- （9） その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該建築物について立入調査を実施するものとする。

3 市長は、前項の審査及び調査の結果に基づき、市長が別に定める基準により当該建築物が補助対象建築物に該当するか否かを判断し、第1項の申請を行った者に対して、老朽危険建築物等調査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付申請）

第7条 前条第3項の規定により、補助対象建築物に該当する旨の通知があった補助対象者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

工事に着手しようとする日の１０日前までに老朽危険建築物等除却助成事業補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 除却工事の工事見積書等（補助対象工事の内容がわかるもの）
 - （２） 前条第３項の規定により市長が通知した書面の写し
 - （３） 申請者の住民票
 - （４） 市税の滞納がない旨を証明する書類
 - （５） 申請者が土地の所有者又は土地の相続人であり、当該建築物の所有者でない場合は、建築物の所有者の同意書（様式第４号）
 - （６） 申請者が建築物の所有者又は建築物の相続人であり、当該土地の所有者でない場合は、土地の所有者の承諾書（様式第５号）
 - （７） 申請者以外に建築物及び土地の所有者、相続人、又は共有者が存在する場合は、誓約書（様式第６号）
 - （８） 前号の誓約書を提出する場合は、申請者の印鑑証明書
 - （９） その他市長が必要と認める書類等
- （交付の決定）

第８条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、老朽危険建築物等除却助成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第７号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第９条 申請者は、第７条の規定により行つた申請を取り下げるときは、老朽危険建築物等除却助成事業補助金交付申請取下願（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、第７条の規定により行つた申請の取下げがあつた場合は、これをなかつたものとみなす。

（決定内容等の変更）

第１０条 第８条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ老朽危険建築物

等除却助成事業補助金変更・中止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 補助対象工事の経費等について変更しようとするとき。

（2） 補助事業を中止するとき。

2 前項の申請書には、変更の内容に関し、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金交付の可否を決定し、老朽危険建築物等除却助成事業補助金変更決定（却下）通知書（様式第10号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象工事を完了したときは、速やかに老朽危険建築物等除却助成事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該交付決定の日の属する年度の3月末日を期限とする。

（1） 工事請負契約書の写し

（2） 工事代金領収書の写し

（3） 工事完了写真

（4） 空き家住宅又は空き建築物の場合は、第6条第1項の規定により提出した跡地利用計画書に基づく計画に着手したことを確認できる書類

（5） 跡地利用計画書に基づく計画的利用について記載した看板の設置状況写真

（6） その他市長が必要と認める書類等

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、老朽危険建築物等除却助成事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、老朽危険建築物等除却助成事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助事業者と補助対象工事に関する契約を締結した者が補助事業者の委任を受け、補助金交付の請求及び受領を行う代理受領の取扱いについては、安来市建築物等関連事業に係る補助金代理受領制度要綱（令和6年安来市告示第3号）の定めるところによる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、老朽危険建築物等除却助成事業補助金取消通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、老朽危険建築物等除却助成事業補助金返還命令書（様式第15号）により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条及び第15条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成28年12月28日告示第163号）

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第40号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、平成31年6月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日告示第185号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年11月26日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則（令和5年3月31日告示第55号の3）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月13日告示第143号）

この告示は、令和5年12月13日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第64号）

この告示は、令和7年3月28日から施行する。